

相続登記 すんじょる？



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年4月1日から義務化されました

- 相続等によって不動産の所有権を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年内に相続登記の申請をしなければなりません。
- 正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。
- 令和6年3月31日までに発生した相続についても義務化の対象です。



(法務省HPリンク)

宮崎地方法務局

0985-22-5124

宮崎地方法務局都城支局

0986-22-0490

宮崎地方法務局延岡支局

0982-33-2179

宮崎地方法務局日南支局

0987-25-9125

宮崎地方法務局高鍋出張所

0983-23-0352

宮崎地方法務局小林出張所

0984-23-3211